

辻泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2011年4月27日 NO. 101

参議院の選挙制度改革へ再提言 !!

4月19日、私、辻泰弘は、参議院の選挙制度改革について、議員定数を選挙区20、比例代表20の計40削減する再提言を行いました。また、西岡参議院議長が提案したブロック制度の下での個人名投票（大選挙区制度）の導入に反対する立場から問題点を指摘しました。



参議院選挙制度改革については、2月16日提出の辻案では、最大較差を3倍以内とするとともに、議員定数問題については「『参議院の定数を40程度削減、衆議院は比例定数を80削減』との2010年参議院マニフェストの実現に向け、衆議院の取り組みと歩調を合わせつつ、議員定数の削減をはかる。当面、選挙区10、比例代表10の合計20の定数削減を行う」ことを提起していました。（既報）

この点について、西岡議長は、4月15日、それまでの定数削減を行わないことを前提とした提案を改訂し、総定数を42削減し200とする新たな見直し案を公表しました。

今回の再提言は、同議長の方針変更を踏まえたもので、合区の対象選挙区を2月提案の6選挙区（鳥取県と島根県、高知県と徳島県、福井県と石川県）に、佐賀県と長崎県、山梨県と長野県の4選挙区を加え、10選挙区とするものです。（最大較差は2.967倍）

これは、本年1月、大阪高裁が「隣接している府県と併せた選挙区を設定」と言及し、具体的に列挙した7県（山梨県、佐賀県、徳島県、福井県、高知県、島根県、鳥取県）と結果的に符号するものとなっています。（辻泰弘HP「参議院選挙制度改革」参考資料参照）

<西岡参議院議長が4月15日、新たに提案した「ブロック・大選挙区制度」の問題点>

「大選挙区制度が採用されていたかつての全国区制度は、各種の弊害が指摘され、その是正のために現行の比例代表選挙が導入され今日に至っている。

ブロック制度の下における大選挙区制度の採用は、全国単位とブロック単位との差があるとはいえ、広域の選挙区の導入による活動領域の拡大に伴い、日常の政治活動において有権者の声を吸い上げることが困難となる、極めて多くの立候補者が予想される中で有権者の選択が難しくなる、多額の金のかかる選挙になることが避けられない、政党としてではなく候補者の個人名を浸透させる政治活動を行うことになるため過熱した過酷な運動が必至となるなど、再びかつての全国区制度と同様な弊害を惹起することが不可避であり、参議院の選挙制度改革における歴史的経緯に逆行するものと言わざるを得ない。

また、大選挙区制度の下では、無所属の候補者が多くの議席を得ることが予想され、選挙後の院の多数を形成する上で、個人の政権への関わりが内閣の成立と政権運営の帰趨を制することになり、極めて不安定な政治状況が生じかねない。

さらに、国会図書館の調査に基づく諸外国の例をみても、上院の選挙制度において選挙区単位から選出されるのは4名以下であり、十数人を選出するような大選挙区制度を採用している国は見当たらない。」

本日の参議院 民主党・新緑風会総会において、西岡議長案は選択しないことが決定されました。